

埼玉県立大学学章規程

平成31年4月1日

規程第139号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の学章に関し必要な事項を定めるものとする。

(形状、色彩)

第2条 本学の学章の形状、色彩は別図のとおりとする。

(学章の使用)

第3条 学章を使用できる場合は、次のとおりとする。

- 一 入学式、卒業式、修了式その他本学の式典に関連する文書又は装飾物等に使用する
場合
- 二 学位記、学生証、職員証、賞状、各種証明書その他本学が作成する公文書等に使用する
場合
- 三 その他学長が適当と認めた場合

(使用許可)

第4条 前条第3号の場合において、学章を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可願（別記様式）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、学章の使用を許可しないものとする。

- 一 本学の名誉が傷つけられる恐れのある場合
- 二 その他学章の使用が適当でない場合

(使用許可の取消、使用の停止)

第5条 学長は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、学章の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- 一 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがある場合
- 二 使用許可願の内容に虚偽があった場合
- 三 その他学章の使用が適当でない場合

(庶務)

第6条 学章の使用に関する庶務は、事務局企画・情報担当において行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学章に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



【色番】

DIC641 C100/M60

RGB R0/G91/B172

別記様式（第4条関係）

年 月 日

(あて先)

埼玉県立大学学長

申 請 者

(住所)

(団体名等)

(代表者氏名)

印

埼玉県立大学学章使用許可願

下記のとおり埼玉県立大学学章を使用したいので許可願います。

なお、使用に当たっては、その品位を損なわないように十分配慮します。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	
4 使用場所	
5 備考	

欄が足りない場合は、別紙に記載願います。

連絡担当者名		
連絡先	電話	
	E-mail	

埼玉県立大学学章使用許可書

1 使用許可条件	
2 備考	

上記のとおり埼玉県立大学学章の使用を許可する。

年 月 日

様

埼玉県立大学学長 印